

退職共済年金と老齢基礎年金の 繰上げについて

(その1)

● 繰上げ支給とは

退職共済年金の支給開始年齢は、平成6年の年金制度改正において、昭和16年4月2日以後（特定消防組合員は昭和22年4月2日以後）に生まれた方は、生年月日によって特例による退職共済年金の額のうち定額部分（基礎年金相当部分）と加給年金についてそれぞれ段階的に引き上げられました（※1）。このことにより、退職共済年金を繰上げて受給できることが可能となっています。

また、老齢基礎年金（国民年金）の支給開始年齢は原則として65歳ですが、希望するところにより60歳から64歳までの間に繰上げて受給することができます。なお、退職共済年金繰上げ請求は、老齢基礎年金の繰上げ請求（社会保険事務所）と同時に行うことになります。ただし、この繰上げ支給の老齢基礎年金は、請求時の年齢に応じて減額されます。請求は1カ月単位で行うことができ、その時点での繰上による減額率は、1カ月につき0・5%となります。

この場合、次のとおり「一部繰上げ」と「全部繰上げ」の方法がありますが、年金は生涯にわたり減額されますので、請求時には十分確認のうえ行ってください。

● 繰上げ方法には

老齢基礎年金の繰上げの方法として、2通りあります。

（一部繰上げ）

60歳から定額部分の支給開始年齢に達する月までの間に請求ができる、特例による退職共済年金の額のうち定額部分と65歳から受ける老齢基礎年金の一部を同時に繰上げる方法です。

（全部繰上げ）

60歳から65歳に達する月までの間に請求ができる、65歳から受ける老齢基礎年金の全部を繰上げる方法です。

なお、昭和24年4月2日（特定消防職員の方は昭和30年4月2日）以降生まれの方は、定額部分の支給がないため、「全部繰上げ」のみとなります。

● 繰上げをした場合は

それでは、先に説明しました平成6年の改正によって、定額部分の支給開始年齢が3年ごとに1歳ずつ段階的に65歳に引き上げられた方についての、一部繰上げと全部繰上げを請求された場合は次のようにになります。

（※1）平成12年の年金制度改正において昭和28年4月2日以後（特定消防組合員は昭和34年4月2日以後）に生まれた方は、生年月日によって退職共済年金の支給開始年齢が、それぞれ段階的に引き上げられました。

一部繰上げの場合

(昭和20年4月2日から昭和24年4月1日の間に生まれた方の場合)

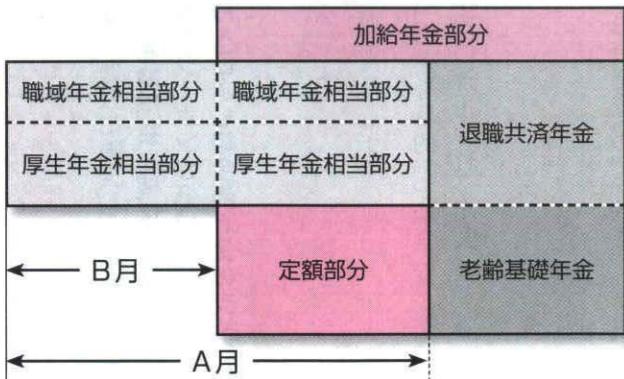
次のように、特例による退職共済年金の定額部分および老齢基礎年金の一部を一体的に繰上げて受給することができます。

〔例〕昭和21年4月2日生まれの方の場合

繰上げ支給を請求しない場合

←特例による退職共済年金→

60歳 63歳 65歳



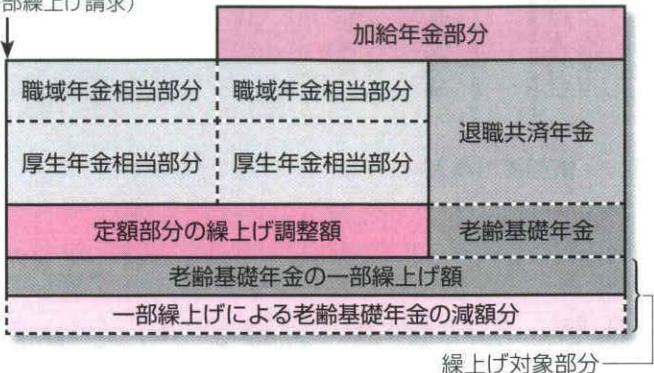
$$\text{○定額部分の繰上げ調整額} = \text{定額部分} - (\text{定額部分} \times \frac{\text{B月}}{\text{A月}})$$

$$\text{○老齢基礎年金の一部繰上げ額} = \text{老齢基礎年金} \times \frac{\text{B月}}{\text{A月}} - (\text{老齢基礎年金の額} \times \frac{\text{B月}}{\text{A月}} \times 0.005 \times \text{A月})$$

60歳から繰上げ減額支給を請求した場合

←特例による退職共済年金→

60歳 (一部繰上げ請求) 63歳 65歳



全部繰上げの場合

(昭和20年4月2日から昭和28年4月1日の間に生まれた方の場合)

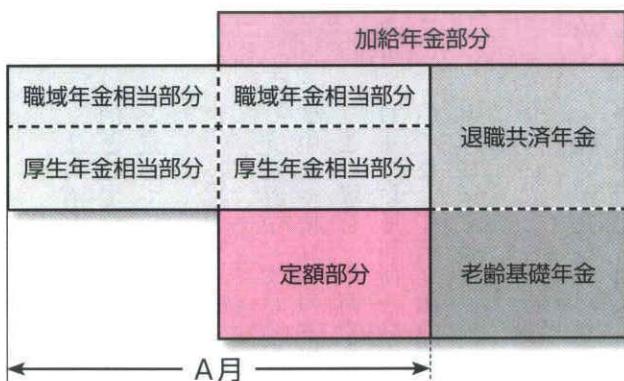
次のように、老齢基礎年金の全部を繰上げて受給することができます。

〔例〕昭和21年4月2日生まれの方の場合

繰上げ支給を請求しない場合

←特例による退職共済年金→

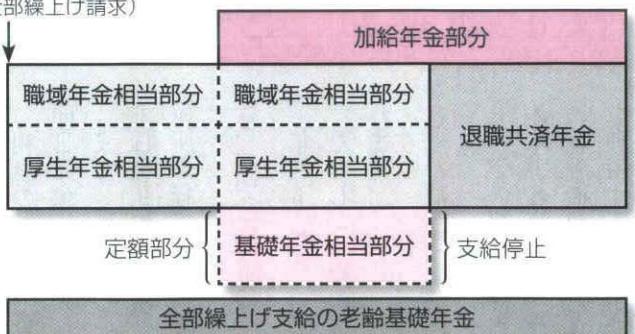
60歳 63歳 65歳



60歳から老齢基礎年金の全部繰上げ支給を請求した場合

←特例による退職共済年金→

60歳 (全部繰上げ請求) 63歳 65歳



$$\text{○全部繰上げ支給の老齢基礎年金の額} = \text{老齢基礎年金の額} - (\text{老齢基礎年金の額} \times 0.005 \times \text{A月})$$

※ 上記の支給開始生年月は一般組合員の場合で、特定消防組合員等は6年遅れとなります。

(注意事項)

- ・老齢基礎年金の繰上げをされた場合は、特例による退職共済年金の請求する際には、必ずこの基礎年金の請求を行った旨を申し出てください。
- ・厚生年金の被保険者期間を有する場合の老齢厚生年金についても同じ取り扱いとなります。
- ・繰上げによる年金をいったん受給すると、後に裁定取り消しはできません。

なお、今回は平成6年の改正によって、定額部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられた方について説明しましたが、次回は、平成12年改正でさらに給与（給料）比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられた方の繰上げ方法について説明します。